

第37回通常総会議事報告

日 時 平成23年5月24日(火) 開会 午後3時より
場 所 東京マリアージュ (足立区綾瀬3-4-18)

議 事 報 告

- I. 平成22年度事業概況報告 (1)
- II. 平成22年度事業報告 (2)
- III. 平成23年度収支計算報告(監査報告) (3)
- IV. 平成23年度事業計画 (4)
- V. 平成23年度収支予算 (5)
- VI. 本部新役員名簿 (6)
- VII. 公益社団法人移行申請決議 (7)
- VIII. 定款変更及び諸規程 (7)~(16)
- IX. 会員異動表 (17)



社団法人
足 立 法 人 会

I. 平成22年度事業概況報告書

この度の東日本大震災により、被害を受けられました方々及び関係者皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

皆様のご無事と一日も早い被災地の復興を心よりお祈り申し上げます。

平成22年度のわが国経済は、底の見えない不況に陥り、中小企業を取り巻く環境は、昨年以上に厳しい年になり、当会におきましても会員企業の減少と収益事業の大幅な減少があり、憂慮すべき大変な一年でありました。

このような厳しい経済環境の中ではありますが、当会は「良き経営者を目指す者の団体」として平成22年度事業計画を強力に推進して参りました。

今年度は、会員企業への支援とサービスの充実を重点に、脳ドックの割引健診や税理士の布施麻記子氏をお呼びして事業承継対策セミナーを開催。また会員割引制度の協賛店募集拡充と利用促進等、会員企業のニーズに合ったサービスの充実を図っています。

また、公益法人として社会貢献事業をより幅広く積極的に進めております。ホームページを活用し、一般の方も参加できる事業を充実させています。足立区主催による「足立区民まつり」は、10月9、10日の2日間参加し、花の種10,000袋、税に関する小冊子5,000冊等を皆さんに配布しました。さらに、国税電子申告（e-TAX）並びに代理送信の普及推進を積極的に行いました。11年目に入ったチャリティゴルフ大会は10月19日に開催し、チャリティ募金を足立区社会福祉協議会に寄贈いたしました。

研修事業につきましては、月例研修会、決算法人説明会、新設法人説明会、支部税務研修会、会員の集いなど各種研修会に参加を積極的に働きかけ、多くの方が参加しました。

今年度は創立60周年・社団化35周年の節目の年にあたり、特別講演会では、野村 克也 氏をお招きし、「勝者の資格」と題して講演を行い、630名の聴講を頂き好評を博しました。

厚生事業については、会員企業、従業員への各種共済制度への積極的加入促進を図りました。また、生活習慣病出張健診、ラフォーレ倶楽部への積極的利用など会員企業の福利厚生施策に大きく寄与しました。

法人会では、公益法人制度改革を受け、「公益法人制度改革準備委員会」を昨年7月に設置し検討を重ね、12月に臨時理事会を開催し承認を受け、公益社団法人を目指すことで、現在申請の準備を進めております。

以上各委員会、各支部、各部会の諸事業は、所期の目的を達成することが出来ました。

ここに税務ご当局のご指導と関係諸団体並びに会員各位の絶大なるご協力の賜と深く感謝申し上げます。

新事業年度も予断を許さない厳しい年と推測されますが、税務ご当局をはじめ関係諸団体並びに会員の皆様のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

Ⅱ. 平成22年度実施事業報告一覧表

項目名	事業名	事業回数	出席人員	項目名	事業名	事業回数	出席人員
総会・理事会・各委員会	総 会	1	203	部 会	源 泉 部 会	7	123
	定 例 理 事 会	7	248		青 年 部 会	38	475
	常 任 理 事 会	1	20		女 性 部 会	23	409
	正 副 会 長 会 議	4	31		仏 教 部 会	1	43
	総 務 委 員 会	6	270		小 計	69	1,050
	研 修 委 員 会	3	34	関 係 団 体	足 立 優 法 会	5	88
	組 織 委 員 会	3	155		税 務 関 係 七 団 体	6	228
	税 制 委 員 会	7	82		あ だ ち 区 民 ま つ り	3	124
	広 報 委 員 会	14	156		そ の 他	8	40
	厚 生 委 員 会	8	294		小 計	22	480
	社 会 貢 献 委 員 会	3	40	研 修 ・ 講 習 ・ 説 明 会	署 長 さ ん の 講 習 会	1	43
	創 立 60 周 年 記 念 事 業 実 行 委 員 会	5	105		説 明 会 ・ 研 修 セ ミ ナ ー	2	51
	公 益 法 人 制 度 準 備 委 員 会	2	18		月 例 研 修 会	18	560
	生 活 習 慣 病 健 診 <small>(厚生委員 会事業)</small>	42	1,275		決 算 法 人 説 明 会	12	246
小 計	106	2,931	新 設 法 人 説 明 会		12	78	
支 部	第 1 支 部	6	157		3 級 簿 記 講 習 会	25	35
	第 2 支 部	4	68		記 帳 ・ 税 務 相 談	29	29
	第 3 支 部	8	140	小 計	99	1,042	
	第 4 支 部	6	159	講 式 演 典 会 ・	創 立 60 周 年 記 念 式 典 ・ 特 別 講 演 会	1	630
	第 5 支 部	5	114		小 計	1	630
	第 6 支 部	6	134	東 全 法 法 連 連	全 法 連 ・ 東 法 連 関 係	28	61
	第 7 支 部	3	59		小 計	28	61
	第 8 支 部	4	96	合 計	397	7,814	
	第 9 支 部	6	124				
	第 10 支 部	8	149				
	第 11 支 部	5	138				
	第 12 支 部	5	138				
	第 13 支 部	6	144				
小 計	72	1,620					

Ⅲ. 平成22年度収支計算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：円)

科 目	一 般 会 計	収益特別会計	内部取引消去	合 計
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 基本財産運用収入	11,198	0		11,198
(2) 会 費 収 入	44,342,700	0		44,342,700
(3) 事 業 収 入	8,219,180	6,658,039		14,877,219
(4) 補 助 金 収 入	6,009,700	0		6,009,700
(5) 推 進 費 収 入	0	12,311,207		12,311,207
(6) 雑 収 入	2,738,063	31,278		2,769,341
(7) 繰 入 金 収 入	3,101,064	0	3,101,064	0
事業活動収入計	64,421,905	19,000,524	3,101,064	80,321,365
2. 事業活動支出				
(1) 事 業 費	47,281,511	6,972,711		54,254,222
(2) 会 議 費	3,807,983	1,287,447		5,095,430
(3) 管 理 費	16,367,855	6,555,503		22,923,358
(4) 法人税等引当支出	0	1,083,799		1,083,799
(5) 繰 入 金 支 出	0	3,101,064	3,101,064	0
(6) 記念事業特別会計支出	6,615,441	0	0	6,615,441
(7) 公益法人制度改革関係費	2,242,060	0	0	2,242,060
事業活動支出計	76,314,850	19,000,524	3,101,064	92,214,310
事業活動収支差額	△11,892,945	0	0	△11,892,945
Ⅱ. 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入の部				
(1) 特定資産取崩収入	16,504,062	0		16,504,062
2. 特定活動支出の部				
(1) 特定資産取得支出	5,000,312	0		5,000,312
投資活動収支差額	11,503,750	0		11,503,750
Ⅲ. 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	0	0		0
2. 財務活動支出	0	0		0
財務活動収支差額	0	0		0
Ⅳ. 予備費支出	0	0		0
当期収支差額	△389,195	0		△389,195
前期繰越収支差額	18,299,468	0		18,299,468
次期繰越収支差額	17,910,273	0		17,910,273

監 査 報 告 書

平成22年度の決算を監査の結果、誤りなきものと認めます。

平成23年4月20日

監 事 下 田 忠 重 (印)

監 事 須 田 健 三 (印)

IV. 平成23年度事業計画

I 活動の基本方針

当法人会は、よき経営者を目指す者の団体として納税意識の高揚、会員企業の一層の資質向上、地域社会の貢献を図り、公益法人としての使命を達成するために、次の重点事項を実施するとともに、全法連、東法連、各单位会並びに会員企業との連携を密にして、法人会事業活動を円滑に遂行することを活動の基本方針とする。

II 重点事項

本年度においては、次の諸事項について重点的に施策を講ずる。

1. **納税意識の高揚**
公益法人として広く一般社会にも目を向けながら、納税意識の高揚に資するための施策を講ずる。
2. **税制等に対する研究と要望**
税制等に対する会員企業からの改正要望は根強いものがあり、これらの調査研究を行い、会員企業からの要望が反映するよう施策を講ずる。
3. **組織の充実・強化**
組織の充実・強化は法人会活動に極めて重要であるため、会員増強運動を積極的に推進し、組織の拡大強化を図る。
4. **研修活動の充実**
研修活動を通じて、税知識の普及、納税意識の高揚と併せて経営者としての資質を高めるとともに、研修事業参加者倍増を目標に一層の充実を図る。
5. **広報活動の活発化**
法人会のイメージを高め、会員の意見、要望が事業活動に反映されるような広報活動を推進し、媒体のための広報誌等の積極的利用を始めとして、時宜に応じた活動を実施し、会員相互の絆を一層強化する。
6. **福利厚生事業の拡充**
法人会の各種共済制度は企業の継続や従業員確保の上で有意義なものであり、その副次的意義をも考慮し、一層の普及推進を図るとともに、会員企業の為の福利厚生事業の拡充に努める。
7. **部会活動の推進**
部会組織は法人会組織の基盤の一部をなすものであり、特に青年部会は次世代の要として組織の強化を図るとともに、部会間の連携を一層密にする。
8. **社会貢献活動の推進**
法人会は公益法人としての組織を確立し、社会からも大きな信頼を寄せられる団体に成長し、地域社会に密着した活動を展開している。この組織力と活力を生かした社会貢献活動の円滑かつ継続的な実施を推進する。
9. **e-Taxの普及促進**
e-Tax 推進委員会を中心に、e-Taxの普及促進に向けた事業を積極的に実施するとともに、会員企業70%の e-Tax 利用率を目指す。
10. **法人会事務局の充実**
法人会の運営及び活動を円滑にするため「東法連単位会事務局充実のための中期的指針」に基づき事務局の充実を図る。
11. **関係外部機関との連絡、調整**
指導監督官庁である国税当局、地方税当局、税理士会、その他関係機関(団体)との連絡調整を一層密にするよう努力する。
12. **会議関係**
次の会議等を開催する。
 - (1) 通常総会
 - (2) 正副会長会議、常任理事会、理事会
 - (3) 総務、研修、組織、税制、広報、厚生、社会貢献委員会等の各委員会
 - (4) 支部総会、支部役員会
 - (5) 部会総会、部会役員会
 - (6) その他必要とする会議

V. 平成23年度収支予算総括表

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：円)

科 目	一 般 会 計	収益特別会計	内部取引消去	合 計
I. 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 基本財産運用収入	10,000	0		10,000
(2) 会 費 収 入	42,197,000	0		42,197,000
(3) 事 業 収 入	9,053,585	5,600,000		14,653,585
(4) 補 助 金 収 入	16,534,200	0		16,534,200
(5) 推 進 費 収 入	0	0		0
(6) 雑 収 入	1,049,291	50,000		1,099,291
(7) 繰 入 金 収 入	397,100	0	△397,100	0
事業活動収入計	69,241,176	5,650,000	△397,100	74,494,076
2. 事業活動支出				
(1) 事 業 費	56,151,000	2,798,000		58,949,000
(2) 会 議 費	3,720,000	430,000		4,150,000
(3) 管 理 費	19,617,000	1,874,000		21,491,000
(4) 法人税等引当支出	0	150,900		150,900
(5) 繰 入 金 支 出	0	397,100	△397,400	0
(6) 記念事業特別支出	0	0		0
(7) 公益法人制度改革関係費	500,000	0		500,000
(8) O A 機器関係費	1,000,000	0		1,000,000
事業活動支出計	80,988,000	5,650,000	△397,100	86,240,900
事業活動収支差額	△11,746,824	0		△11,746,824
II. 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入の部				
(1) 特定資産取崩収入	5,000,000	0		5,000,000
2. 特定活動支出の部				
(1) 特定資産取得支出	1,500,000	0		1,500,000
投資活動収支差額	3,500,000	0		3,500,000
III. 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入	0	0		0
2. 財務活動支出	0	0		0
財務活動収支差額	0	0		0
IV. 予備費支出	9,663,449	0		9,663,449
当期収支差額	△17,910,273	0		△17,910,273
前期繰越収支差額	17,910,273	0		17,910,273
次期繰越収支差額	0	0		0

VI. 本部新役員名簿

役職名	役員名	法人名	役職名	役員名	法人名
会長	渡邊喜一郎	(株) 渡喜建設	理事	高橋祐太郎	金澤建設(株)
副会長	石山伊佐夫	(株) タカボシ	"	染谷正光	染谷精機(株)
"	横溝正雄	(有) グリーン商事	"	長田和也	(株) 長田
"	矢島幹也	ヤジマ石油(株)	"	吉原道博	(株) ニッピ
"	森田璋	(有) 森田商会	"	細井一司	(株) ホソイ
"	鈴木篤	太成倉庫(株)	"	石川了全	(宗) 福寿院
専務理事	五十嵐勝	(社) 足立法人会	"	岡本和雄	(株) 岡本工務店
常任理事	吉田正行	(有) ビックリヤ	"	山田昌三	(有) 山田総合保険事務所
"	近藤俊彦	溜屋近藤商店(株)	"	染谷憲治	(有) 寿工事
"	榊原正男	(株) 丸三興業	"	三田和利	イースタン実業(株)
"	吉田幸雄	(株) 和幸	"	道口好正	(株) 大洋螺子製作所
"	荒井正行	(株) 荒井商店	"	荻野敏子	(株) トモエ
"	中島邦雄	中島警備保障(株)	"	辻信子	(株) ツノ
"	渦波茂	(株) 飯島ポンプ製作所	"	柴定男	シバ製靴(株)
"	池嶋清郎	(株) 池嶋商店	"	宇田川智彦	宇田川建設(株)
"	菅谷博行	(有) スリーミリオン	"	吉田誠	(有) ティーイーエス
"	青木政夫	ニューリアルター(株)	"	栗田勝	(有) 六実電機製作所
"	山崎三郎	(株) 綾瀬マツダ	"	熊澤伸一	(有) カテイ
"	木村弘	(株) 八嶋設備工業所	"	湯原誠二	(株) 泰成工業所
"	石原太一郎	大一企業(株)	"	三浦啓行	(株) 三浦工務店
"	内山良二	(株) 内山	"	須賀豊	東立化成工業(株)
"	古庄定夫	(株) 庄栄ビル	"	中根平	(株) ナカネ
"	山屋昭夫	(株) リード	"	鈴木正光	鈴木青果(有)
"	本田順一	(株) ホンダ	"	谷古宇巧一	(株) 谷古宇商店
"	原田尚子	(株) 原田	"	富岡千恵子	(株) トミテック
理事	萩原賢	(株) ハギワラ	監事	須田健三	(株) 須田自動車整備工場
"	木村佐一	(有) 木村電業	"	寺沢伸郎	本町化学工業(株)
"	柳孝	(株) やなぎ衣裳店	顧問	須賀豊	東立化成工業(株)
"	芦川一男	(株) 芦川花環葬儀社	"	木村和史	東京税理士会足立支部
"	寺田春夫	(株) 丸葉園	"	赤羽敬司	東京商工会議所足立支部
"	青木慶一	青木自動車工業(株)	相談役	三浦昭太郎	(株) 三浦工務店
"	浅古定男	(株) 浅古自動車整備工場	"	小林利子	三祐医科工業(株)
"	重永義徳	永大建材(株)			
"	田中清介	丸市田中建設(株)			
"	星野雅夫	(株) 星野商店			
"	吉野雅士	都清掃(株)			

Ⅶ. 公益社団法人移行申請決議

- 1、当会は平成20年12月より施行された公益法人制度改革3法に基づき公益認定法人への移行を申請する。
- 2、移行申請に当たっての当初役員は、現行の役員とする。
- 3、申請の時期、申請書類の作成、及び簡易な訂正は会長に一任されたい。

Ⅷ. 定款変更及び諸規定

公益社団法人足立法人会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人足立法人会（以下「この法人」という。）と称する。

(事務所) この法人は、主たる事務所を東京都足立区に置く。

第2条

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
 - (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
 - (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
 - (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
 - (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
 - (6) 会員の交流に資するための事業
 - (7) 会員の福利厚生等に資する事業
 - (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、東京都内において行うものとする。

第3章 会員

(資格)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 足立税務署管内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む）でこの法人の目的及び事業に賛同して入会した者
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した者
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、入会することができる。

(会費)

第7条 会員は、総会の決議を経て、別に定めるところにより会費を納入するものとする。

- 2 既納の会費は原則としてこれを返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 法人の解散
- (3) 死亡
- (4) 除名
- (5) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(退会)

第9条 この法人を退会しようとする者は、理事会の定めるところにより退会手続きを行い、任意にいつでも退会することができる。

2 前項を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の任意退社とする。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉をき損し又はこの法人の目的に反する行為があったとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

第4章 総 会

(種類及び構成)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれもすべての正会員をもって組織する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催及び招集)

第13条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会長に対して会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

3 総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(正会員の議決権)

第15条 正会員は、各1個の議決権を有する。

2 正会員は、前項の議決権を行使するための総会に各1名の代表者を出席させる。

3 正会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したものとみなす。

(決議)

第16条 総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の多数をもって決する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名者2名が署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員配置)

- 第18条 この法人に次の役員を置く。
- 理事 30名以上55名以内
監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、7名以内を副会長、1名以内を専務理事、24名以内を常任理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任等)

- 第19条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
 - 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互の密接な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して事務局を指揮監督し、この法人の業務を統括する。
 - 5 常任理事は、会長及び副会長の業務の執行を補佐する。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
 - 4 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。
 - 5 前項の規定による請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

(役員任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。
 - 3 理事又は監事については、再任を妨げない。
 - 4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利業務を有する。

(役員解任)

- 第23条 この法人の役員たるにふさわしくない行為があった場合、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬等)

- 第24条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める役員の報酬等及び費用に関する規定により報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。その額については総会が別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

- 第25条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

- 第26条 この法人に顧問及び相談役を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。任期は2年とする。
 - 3 顧問及び相談役は、この法人の業務の運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。
 - 4 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

第7章 理事会

(構成)

- 第27条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、理事全員をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
 - 4 顧問及び相談役は、会長の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

- 第28条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を決議する。
- (1) この法人の業務の執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数及び決議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異義を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印しなければならない。

第8章 委員会、部会及び支部

(委員会)

- 第33条 この法人には、業務の執行に必要な委員会を置くことができる。
2 前項に定める委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(部会)

- 第34条 この法人には、業務の執行に必要な部会を置くことができる。
2 前項に定める部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

(支部)

- 第35条 この法人には、業務の執行に必要な支部を置くことができる。
2 前項に定める支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第36条 この法人の資産は、次に掲げるものにより構成する。
(1) 移行登記の財産目録に記載された財産
(2) 会費
(3) 事業に伴う収入
(4) 財産から生ずる収入
(5) 寄附金品
(6) その他の収入

(事業年度)

- 第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

- 第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
(6) 財産目録

(備え付け帳簿及び書類)

- 第40条 主たる事務所には、前条の書類のほか、次の書類を5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利業務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事会の決議を経て任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第13章 補則

(細則)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、〇〇〇〇とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人足立法人会（以下「この法人」という。）の定款第7条の規程に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 この法人の会費額は、「別表1」のとおりとする。

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

(会費の用途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は年2回とし、請求後3ヶ月以内に納入しなければならない。新規会員も同様とする。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費月額に6を乗じたものを半期分の額とし、自動引落としにより納入する。

3 前項の自動引落としを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。

(1) 金融機関を利用しての振込

(2) 集金

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費額は、入会の日属する月の翌月から半期の期末までの月数による。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第8条第1項第5号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

「別表1」

	資本金	月 額
会員種別	300万円未満	500円
	300万円	700円
	300万円超 500万円以下	800円
	500万円超 1,000万円未満	1,100円
	1,000万円	1,300円
	1,000万円超 3,000万円以下	2,000円
	3,000万円超	3,000円
	金融機関	1,500円
	賛助会員	500円

入会及び退会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人足立法人会（以下「この法人」という。）の定款第 6 条及び第 9 条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第 2 条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し、入会することが出来る。

(会費)

第 3 条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第 7 条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続き)

第 4 条 この法人を退会しようとする会員は、退会手続きを行い、任意に退会することができる。

2 定款第 8 条の定める事由により資格を喪失した場合、原則として既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を使用することはできないものとする。

(再入会)

第 5 条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第 2 条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会の申し込みに対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後 5 年間は、再入会を認めないこととする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第 6 条 入会者は、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該役員から、理事会の定める変更届の提出を求める。

3 定款第 8 条の定める事由により、資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

4 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

(別 表) 入会申込書に記載する主要事項

1 正会員及び賛助会員

(1) 入会に際しての誓約

「入会の上は、貴法人の定款及び諸規定を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 法人名、所在地、代表者名、電話、FAX、ホームページアドレス、メールアドレス、資本金、決算期、業種、自社PR（30文字以内で記入）、連絡先を別途指定する者は連絡先、紹介者名

(3) 個人情報公開についての同意、不同意の確認（ホームページ、機関誌等での公表とその範囲）

(4) 賛助会員の場合の年会費額

役員報酬等及び費用に関する規程（案）

（目的及び意義）

第 1 条 この規程は、公益社団法人足立法人会（以下、「この法人」という。）の定款第 24 条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、当足立法人会を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- （4）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第 3 条 この法人は、常勤役員及び税理士資格を有する監事（以下「有資格監事」という。）について、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 有資格監事の報酬は、理事会等出席の都度の日額とする。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ功労金を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第 4 条 この法人の常勤役員の報酬額及び有資格監事の報酬額は、別表第 1 のとおりとし、理事の報酬額については理事会の決議で、有資格監事の報酬額については監事の協議で定めるものとする。

- 2 常勤役員に対する功労金は、別表第 2 「常勤役員功労金手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

（報酬の支給日）

第 5 条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 有資格監事の報酬は、理事会等への出席の都度支給するものとする。

（報酬等の支給方法）

第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（通勤費）

第 7 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

（費用）

第 8 条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第 9 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議をもって行うものとする。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 この規程は、公益認定を受け以降の登記をした日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額及び監事の報酬額

(1) 常勤役員の報酬月額

第1号	40万円以下	第6号	60万円超 65万円以下
第2号	40万円超 45万円以下	第7号	65万円超 75万円以下
第3号	45万円超 50万円以下	第8号	75万円超 80万円以下
第4号	50万円超 55万円以下		
第5号	55万円超 60万円以下		

(2) 有資格監事の報酬額

理事会等に出席の都度	1日につき	1万円
------------	-------	-----

別表第2 常勤役員功労金手当の算出要領

(算出数式) 月額×在職年数×係数 (職員給与規定に準ずる)

IX. 平成 22 年度 会 員 異 動 表

自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 23 年 3 月 31 日

支 部	全 法 人 数	期 首 会 員 数	増	減	期 末 会 員 数	加 入 率
1	社 8 4 2	社 3 4 6	社 5	社 2 8	社 3 2 3	% 3 8.4
2	6 1 9	3 0 7	4	1 7	2 9 4	4 7.5
3	7 2 9	3 1 2	8	1 9	3 0 1	4 1.3
4	6 1 2	2 8 7	5	1 6	2 7 6	4 5.1
5	4 5 0	1 8 0	5	1 2	1 7 3	3 8.4
6	8 5 6	3 5 8	5	2 3	3 4 0	3 9.7
7	7 2 1	2 5 7	9	1 4	2 5 2	3 5.0
8	5 5 2	2 1 4	6	1 3	2 0 7	3 7.5
9	4 1 3	2 1 5	5	2 2	1 9 8	4 7.9
10	7 0 2	2 7 0	5	2 1	2 5 4	3 6.2
11	9 1 7	3 3 5	1 1	1 5	3 3 1	3 6.1
12	8 0 6	2 6 0	6	1 8	2 4 8	3 0.8
13	6 3 8	2 9 8	9	2 8	2 7 9	4 3.7
計	8,8 5 7	3,6 3 9	8 3	2 4 6	3,4 7 6	3 9.2